



**ORIGINAL: ENGLISH
DATE: FEBRUARY 2013**

WIPO GREEN

持続可能な技術マーケットプレイス

憲章

WIPO GREEN

持続可能な技術マーケットプレイス

憲章

概要

WIPO は、イノベーションと創造性の推進に力を注ぐ国連機関として、環境の諸問題に対するソリューションを前進させるための実用的な知的財産（IP）ツールを開発するというミッションを与えられている。これは WIPO の開発アジェンダに組み込まれている。WIPO GREEN は、現行の WIPO プログラムをさらに前進・強化し、国連内の組織（例えば、UNDP、UNEP、UNFCCC、UN Global Compact UNIDO を含む他の組織のイニシアティブ）及び世界銀行グループ内の *infoDev* にホストされている気候技術プログラムを支援する。

ミッション

WIPO GREEN のミッションは 開発途上国と先進国の双方において グリーン・テクノロジー・ソリューションの加速度的な適用、採用、展開に貢献することである。WIPO GREEN は、技術を提供する側を、技術を求める側とマッチングさせ、相互に有益な商業取引を成立させるために一連のサービスを提供する。

WIPO GREEN の 2 つの構成要素

1. **WIPO GREEN データベース**は、発明、技術、ノウハウ、及びサービスを含む一連の IP 資産、並びに表現されたニーズの一覧によって構成される。データベースは無料でアクセスすることができ、特定の詳細は登録することによってのみ利用可能となる。
2. **WIPO GREEN ネットワーク**は、グローバル・プラットフォームで、ユーザーをつなげ、パートナーシップを組織し、グリーンな発明、技術、ノウハウ、及びサービスのためのマーケットプレイスを提供する。

原則

マーケットプレイスの**透明性**はより一層の効率をもたらす。WIPO GREEN は、技術、ベストプラクティス、及び分析のグローバルなレポジトリとして、より開かれたマーケットプレイスに貢献する。

パートナーシップは、必要に応じて、技術及び技術に関連するノウハウの相乗効果を実現し、技術の移転を促進するうえで決定的に重要である。WIPO GREEN は、公共セクターと民間セクターを任意ベースで結合して、その協力を促進し、投資を加速させる。

統合的なニーズの理解は、グリーン・テクノロジーの効果的な展開のために不可欠である。WIPO GREEN は、ニーズの公開のためのスペースを提供して、関心をもつ関係者がこれに回答してソリューションを提供することを可能にする。

/...

知的財産権は、**イノベーションの促進**のための重要な政策的ツールである。知的財産権は、新しいテクノロジーの開発に対して経済的インセンティブを提供し、イノベーションの普及を促進し、商業取引の基礎となる関係を構築する。WIPO GREEN は、技術及びそれに伴う権利の交換、販売、ライセンス供与を促進する。

技術の持続可能な展開と採用は、相互に合意された条件に基づいて**当事者が自由に契約を結ぶ**ときに可能となる。WIPO GREEN を利用して結ばれる協定は、契約の両当事者の責任において行われる。

メンバー資格

WIPO GREEN は、パートナーとユーザー、そして WIPO 事務局によって構成される。

パートナーは、公共または民間の組織で、WIPO GREEN を支援し及び/又は助言を与え、直接的又は間接的に取引を促進し、かつ、その専門性を活用し、特定の活動に WIPO GREEN を組み込み、又は地域内若しくは国内のフォーカルポイントとして行動する。パートナーは同時にユーザーでもありうる。

パートナーは、この憲章に文書によって合意し、WIPO GREEN に対する貢献を明示する。

ユーザーは、公共または民間の組織で、技術をアップロードし、ニーズを明らかにし及び/又はサービスを提供する。ユーザーは、WIPO の提供する一定のサービス、たとえば調停仲裁センターの提供する一定のサービスを、割引料金で利用することができる。ユーザーは同時にパートナーでもありうる。

ユーザーは、WIPO GREEN の規約と条件を承認して登録すれば、自らの技術をアップロードし、WIPO GREEN のデータベース上にニーズの概要を記し及び/又は WIPO GREEN ネットワークのロースター上にサービスを掲示することができる。

メンバーはすべて、1 年又は 2 年に 1 度のメンバー会議に参加することが勧奨される。メンバー資格は現在のところ無料である。

ガバナンス

WIPO が WIPO GREEN を運営する。パートナーと WIPO 事務局によって構成される WIPO グリーン諮問会議が WIPO GREEN の活動を主導する。憲章の変更には、諮問会議の合意が必要である。諮問会議は、WIPO のプログラム及び予算に対していかなる影響も及ぼすことはない。

事務局

WIPO がメンバーと協力・共同して WIPO GREEN の事務局を担い、一連のサービスを提供する。このサービスには以下の事業が含まれる：

- a) WIPO GREEN データベースを運営し、改善する；

/...

- b) WIPO GREEN ネットワークの活動を調整する；
- c) 販売、共同、使用許諾契約、及び研修とキャパシティ・ビルディングを促進するための一連のサポート活動を展開する；
- d) 共同体制の構築や使用許諾契約の締結、資金調達などについて理解を深めるための機会を設ける；
- e) 情報と知識の普及と共有を促進する；
- f) メンバー及びその他の利害関係者の間の政策的対話を促進する；
- g) 既存の又は新規のネットワークとのリンクを構築する。例えば、気候テクノロジー・センター&ネットワーク、*infoDev* と他の機関によって設立された各国の気候イノベーション・センター；
- h) 他の関連する組織と連携して、技術的助言を提供する；
- i) 新規メンバーを開拓して、潜在的な技術及びニーズを明らかにする；
- j) 諮問会議と共同してパートナーからの貢献を毎年点検する；
- k) メンバーの定期的な会合を組織する。

退会

パートナーは、2 か月前に届出書を WIPO 事務局に提出することによって、WIPO GREEN から退会することができる。

ユーザーは、その申請を削除することによって退会することができる。WIPO GREEN からの退会は、WIPO GREEN への参加の結果として執行された契約を終了させない。

WIPO は、この憲章を順守せず、または WIPO GREEN データベースの規約と条件に違反するメンバーのメンバー資格を停止することができる。

[End of document]